

河内体育館自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 総 則

(1) 目 的

本業務は、自家用電気工作物を常に良好な状態に保持し、十分な機能を確保することにより、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とするものである。

(2) 委託名称

河内体育館自家用電気工作物保安管理業務委託

(3) 委託場所

イ 名 称 宇都宮市河内体育館

ロ 住 所 宇都宮市中岡本町3225番地

(4) 適用の範囲

本仕様書は、「河内体育館自家用電気工作物保安管理業務委託」に適用する。

(5) 委託期間

本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(6) 設備概要

イ 受電電圧 6.6 kV

ロ 設備容量 175 kVA (合計容量)

ハ 非常用発電装置 50 kVA

2 一般事項

(1) 提出書類

受託者は、契約履行上必要な所轄の関東東北産業保安監督部への申請・届出等の諸手続きを、契約後速やかに行うこと。また、受託者は、下記書類を提出日までに委託者に提出すること。

(提出書類)	(提出日)
イ 作業工程表	契約後14日以内
ロ 業務主任者届	〃
ハ 作業計画書(要領書)	〃
ニ 現場作業組織表	〃
ホ 緊急連絡表	〃
ヘ 作業日報及び写真, 点検業務結果報告書 . . .	作業完了後
ト その他必要な書類	指示による

(2) 記録の保存

受託者が実施し報告した業務の結果の記録等は、双方において3年間保存するものとする。

(3) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の基本方針を適用する。

(4) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た情報は、他に漏洩してはならない。

(5) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受託者にて行う。

(6) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定し、責任をもって対処するものとする。

3 関係法令等の遵守

(1) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 保安規程の遵守

受託者は、保安管理の実施において、保安規程に定められている点検項目、点検内容及び点検周期を遵守すること。なお、保安規程に定められていない事項は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年版）の記載のとおりとする。

4 事故発生時の措置

受託者は、自家用電気工作物に事故が生じた場合に、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるほか、事故原因の究明に協力し、再発防止についてとるべき措置の助言をすること。また、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法（以下、法とする）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言をすること。

5 委託業務

(1) 受託者の資格及び義務

イ 受託者は、委託者が本業務について実施する面接時に、委託契約書に記された電気管理技術者又は電気保安法人の保安業務担当者（以下、保安業務担当者とする。）本人であることを示すこと。

- ロ 受託者は、本業務の事業場で保安管理業務を行う際に、身分を示す証明書を常に携帯し、委託契約書に記された電気管理技術者又は保安業務担当者であることを示すために、証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- ハ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、作成及び手続きの助言をすること。
- ニ 受託者は、契約締結後、委託者と協議のうえ施行計画書を作成し、施行計画に基づいて業務を遂行すること。
- ホ 受託者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、工事完成時には、竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について助言をすること。
- ヘ 受託者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事において、委託者の通知を受けて、第6項の(1)のニに定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について助言をすること。
- ト 受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、助言をすること。また、その記録を委託者に提出し、保安規程に定める期間保存すること。
- チ 受託者は、電気事故の発生又は発生する恐れがある場合において、委託者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する助言をすること。また、事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行うとともに、原因が判明した場合には、再発防止策の助言をすること。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気事故報告の作成及び手続きの助言をすること。
- リ 受託者は、法第107条第4項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(2) 依頼業務

次に該当する電気工作物の保安については、受託者と協議のうえ電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関して、受託者は、委託者の点検に立ち会い監督を行うとともに、受託者はその記録の確認を行う。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言をすること。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し助言ができるものとする。なお、使用機器及び配線器具等については、委託者が確認を行う。

イ 設備の特殊性のため、点検について専門の知識及び技術を必要とする自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防設備等又は特殊消防用設備等

- （c）労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- （d）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- （e）内部点検のための分解、組み立てに特殊な技術を要する機器
- ロ 設備場所の特殊性のため、点検が困難な場所に設置されている自家用電気工作物
 - （a）立入に危険を伴う場所
 - （b）情報管理のため立入が制限される場所
 - （c）衛生管理のため立入が制限される場所
 - （d）機密管理のため立入が制限される場所
 - （e）立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- ハ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

6 保安管理

（1）点検の種類及び基準

受託者が行う施設点検の種類を下記に示し、点検の具体的基準は、別紙「点検業務の基準」によるものとする。

- イ 月次点検・・・毎月1回の頻度で実施するもので停電を伴わないで行う点検。
- ロ 年次点検・・・1年に1回実施するもので、月次点検に点検項目を加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験。
- ハ 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検。
- ニ 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。点検頻度は毎週1回とする。

（2）即応体制

- イ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、委託者と連絡する連絡責任者の氏名、連絡方法等の通知を、委託者から受領するものとする。
- ロ 受託者は、イの連絡責任者に事故が生じた場合に、その業務を代行させるための代務者の氏名、連絡方法等の通知を、委託者から受領するものとする。
- ハ 受託者は、イ又はロの通知の内容変更が生じた場合には、委託者から内容変更の通知を受領するものとする。
- ニ 事故や異常の発生時に常時2時間以内に現場に到着できる即応体制をとること。
- ホ 委託者は、必要に応じて連絡責任者又は業務代行者を、受託者の行う保安管

理業務に、立ち合わせることができるものとする。

ヘ 設備容量が6,000kVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものを当てるものとする。

(3) 大規模な災害時等の対応

大規模な災害時等に重大な異常が発生する恐れのある場合には、委託者の要請によって現場待機の体制を取ること。また、発生した場合要請により応援体制を確保すること。

(4) 協力及び義務

イ 受託者は、市に報告、助言した事項又は協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

ロ 停電試験を伴う点検において、所定の時間以内で全ての項目を行える組織力と技術力を有すること。

ハ 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を誠実に行うこと。

ニ 受託者は、別途発注（消防設備保守点検業務委託）の自家発電設備等の点検にて停電作業が必要となった場合は、要請に応じ日程調整等を行い協力すること。

(5) 電気管理技術者の代行者

イ 受託者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から、第1項の(2)に定める保安業務を代行する者（以下、「代行者」という。）を選び、その業務を代行させるものとする。

ロ イに定める「代行者」は次のとおりとする。

氏名 (所属：)

(6) 保安業務担当者の資格等

イ 受託者は、保安業務担当者に、電気事業法施行規則に適合する者を当てるものとする。

ロ 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

ハ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。